

**名義変更手数料 500円**

※郵送による提出の場合は、名義変更手数料として、500円分の定額小為替証書を同封してください。

**添付書類**

- ・埋蔵場所使用許可証  
(お手続き後、新しい許可証を交付します。)
- ・変更後の使用者の住民票  
(世帯全員分、本籍記載のもの)
- ・従前の使用者と承継者との関係のわかるもの  
(戸籍謄本等)

令和 元年 6月 3日

住所 弘前市大字・・・  
変更後の使用者 ひろさきハウス999号  
氏名 環境 花子  
電話 0172-40-7035  
080-0000-0000

使用者名義変更届

弘前霊園条例第10条第2項又は第18条第2項の規定に基づき下記のとおり変更したいので、弘前霊園管理運営規則第10条の規定により届け出ます。

記

従前の使用者	本籍	弘前市大字上白銀町1番地1			
	住所	同上			
	フリガナ	ヒロサキ タロウ			
	氏名	弘前 太郎	印	従前の使用者が亡くなられたことによる変更の場合は、押印不要です。	
変更後の使用者	本籍	弘前市大字上白銀町1番地1			
	住所	弘前市大字・・・			
	フリガナ	カンキョウ ハナコ			
	氏名	環境 花子	印	電話 0172-40-7035	
従前の使用者との関係	長女	埋蔵場所の種類	第1種		
埋蔵場所番号	西1区 B ・555	使用許可番号	第40001号		
摘要	埋蔵場所使用許可証を紛失された場合は、この欄に以下のように記載してください。 (例) 紛失のため、埋蔵場所使用許可証を添付できません。				

記入しないでください。

法 裁 令和 年 月 日

- 備考 1 従前の使用者の埋蔵場所使用許可証、従前の使用者との関係を証する書類（変更後の使用者の戸籍謄本等）及び変更後の使用者の住民票の写し（世帯全員）を添付してください。  
2 従前の使用者の死亡による名義変更の場合は、従前の使用者欄の押印は必要ありません。

(担当及び提出先：市民生活部環境課)